

従業員がいる方は特に要チェック!『定額減税制度』について



ご存知ですか?
令和6年6月からの

定額減税制度

定額減税は税金が4万円(※)安くなる制度です。

(非居住者、合計所得金額が1,805万円を超える方(給与収入のみの場合は給与収入が2,000万円を超える方)、個人住民税が非課税の方、個人住民税均等割・森林環境税(国税)のみ課税されている方は定額減税の対象となりません。)

(※1人あたりの金額。所得税3万円・住民税1万円。扶養親族がいる場合、その分も所得者の所得税額から減税されます。仮に扶養親族2人の給与所得者であれば3万円×3名【本人1・扶養2】分=9万円減税です。なお、住民税については納付する自治体により計算されます。)



減税しきれない場合(調整給付)

定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「調整給付金」が支給されます。詳細は、お住まいの市町村、内閣官房ホームページをご確認ください。

支給時期は市町村によって異なります。

調整給付金支給手続きについては本紙での説明を割愛させていただきます。

①事業所得の場合

商工業の個人事業主など「事業所得」がある方は納税時、つまり令和6年分所得税の確定申告時に減税分の計算を行います。

ただし、予定納税の対象となる方は、確定申告を待たずに第1期分予定納税(7月納付)から減税分が控除されます。



②給与所得の場合(扶養控除等申告書を提出されている方)

毎月の給与支払いの中で次の対応を行います。

1. 令和6年6月1日以降、最初に支払われる給与(または賞与)の源泉徴収税額から、定額減税分を差し引きます。

2. 上記1で定額減税分が引ききれない場合、次の給与(または賞与)以降から順次差し引きし、減税額が無くなるまで繰り返します。

※このことから減税分が引ききれない期間は源泉徴収する所得税額が0円になります。

年末まで引ききれない額が残っている場合、その差額が調整給付となります。

3. こうして毎月の給与の源泉徴収税額から差し引きをしますが、最終的な所得税額は年末調整で計算をします。

※このときに各種控除の金額や扶養対象者の確認を行うことで、定額減税額および年間の所得税額の最終チェックをする形となります。

【注意!】 上記の処理の対象となるのは、「令和6年6月1日において在籍している者」だけです。

「6月2日以降に新たに雇用された者」は上記処理ができませんのでご注意ください。